東温市若年がん患者在宅療養支援事業

東温市では介護保険制度などの対象にならない若年のがん患者さんが住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、患者さんとご家族の負担を軽減するため、訪問サービスや福祉用具の利用料を助成します。

○対象者（以下の全てに該当する人）

- 東温市に住所を有する人で 20 歳以上 40 歳未満、または 18 歳以上 20 歳未満の人のうち小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない人
- 一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者
- 在宅療養上の生活支援又は介護が必要な人
- 他の事業により、同様のサービスの利用が受けられない人

○内　容

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与又は購入

○助成金額

月額サービス利用料（上限６万円）の９割。（60,000 円×0.9＝54,000 円）

○申請方法と利用の流れ

１　利用申請（下記の書類をお持ちください。）

※様式は東温市のホームページからダウンロードできます。

- 本人確認書類（申請者及び対象者）
- 東温市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第１号）
- 意見書（様式第２号）

２　利用決定の通知

申請内容を審査し、利用の可否をお知らせします。

３　サービスの利用

利用する事業所等を決定してください。

介護サービス提供事業者との契約はご自身で行っていただきます。

４　サービス利用料の支払

利用者はサービス利用料の１割を介護サービス事業者に支払ってください。

残りの９割は、サービス提供事業者に助成金の請求及び受領を委任することで、東温市から事業者に直接支払われます。

５　申請内容変更や利用の停止

支援事業の利用途中に、住所の変更やサービスを利用する必要がなくなった場合などは、東温市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第５号）を提出してください。

申請及びお問合せ

東温市市民福祉部健康日本一推進課

℡089－964－4407

東温市見奈良 490 番地１（東温市総合保健福祉センター）